

魚沼民商だより

2019年
9月 2日
第2167号

発行 魚沼民主工商会
新潟県魚沼市板木
電話 025 (792) 3064
e-mail:uminsyo@rosecon.ne.jp

やつぱりダメ！ 消費税10%

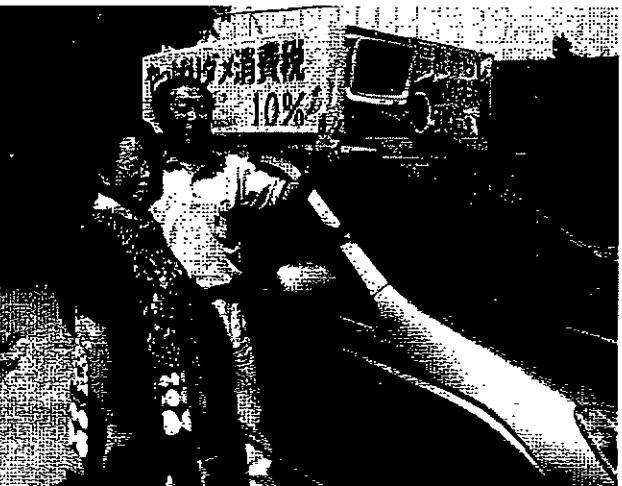
10月1日からの消費税増税が目前に迫っています。

政府はキャッシュレス決済のポイント還元等の消費税対策費に2兆280億円、軽減税率対応のレジ導入の補助金やテレピヤインターネットへの広告に15億円も使って周知をはかっていますが、広告をすればするほど消費税の10%増税と複数税率・インボイスの導入に不安と憤りが日増しに広まっています。消費税増税と複数税率の導入で中小業者は大企業ときびしい競争にさらされるため、増税分の転嫁が困難になってしまいます。増税分を避けさせられる事も多いなるのも考えられます。消費税対策広告に15億円を使うなら消費税増税を中止することです。さらには「景気が悪化すれば追加の経済対策を行う」と言っていますが、また税金を投入するよりも消費税の増税は止めばいいのです。景気対策するなら消費税率を引き下げるのが一番です。短時間ですが中止・撤回に追い込むために力をつくします。



宣伝カーの運行が始まりました。

魚沼民商の宣伝カーの運行が六日町支部を皮切りに、お盆明けの9月19日から始まりました。
役員会では「久しぶりの宣伝力一たの〜3日間だれが乗るや」



会員の皆さん一宣伝カーを見かけたら応援宜しくお願ひします。また運行をされる方々は、最後まで事故ケガなく運行してくださいね。

「PC記帳やつてみようかな」と思ひ立つたら…

各支部で、パソコン記帳の集まりが盛んに開催されています。しかし「支部の開催日にちょうど用事があつて参加出来ない」「仕事で参加出来ない」と諦めると次回まですぐ一ヶ月、二ヶ月過ぎてしまします。そのうちに分からなくなってしまうかもしれません。どこの支部主催でも構いません。都合に合わせてパソコン記帳に参加しましょう。

民商事務所の閑所について。

民商事務所は新商連事務局交流会参加のため、9月9日午後から10日の3時まで閑所になります。何かありましたら各支部長までお願いします。



法律相談のお知らせ

日 時 9月 12日 (木)

午後1時より

会 場 民主商工会事務所

弁護士 大澤 理尋 先生
(新潟中央法律事務所)

相談料 3,000円

※事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。

会費の納入は毎月15日までにお願いします。

9月のパソコン記帳開催日

六日町支部

9月15日 (日) 午後2時

スピードキング高橋宅